

## 15 RDF焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

### 1 現状

#### (1) RDF焼却・発電事業の概要

- ① RDF焼却・発電事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組むため、市町でRDF化施設を整備し、県が焼却・発電施設を設置して、平成14年12月から運転を開始しました。(資料1)
- ② 事業構想の初期段階で無償としていた処理費用については、ダイオキシン規制への対応や電力の自由化による売電単価の低下により市町に負担を求めざるを得なくなったため、平成13年1月に県と関係市町で構成する「RDF運営協議会」を設置し、処理費用の負担のあり方等について、市町と合意しながら運営を続けてきました。
- ③ 事業開始後、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消防士2名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めています。

#### (2) RDF運営協議会

##### ① 平成23年4月5日RDF運営協議会総会(資料2)

平成29年度以降のあり方について、関係市町の首長で構成するRDF運営協議会総会において、以下のとおり確認・決定しました。

- ・平成29年度以降の事業継続期間は、4年間(平成32年度末)とする。
  - ・平成29年度以降は、県内5製造団体(13市町)での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。
  - ・平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額(事業継続に伴う維持管理費の増分、事業継続に必要な施設改修費、改修期間中の外部処理費)については、県と市町とで半分ずつ負担する。
  - ・事業継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また事業終了後の撤去費用については、県が負担する。
- ##### ② 平成25年11月5日RDF運営協議会総会(資料3-1, 3-2)
- 理事会で処理委託料の減額を決定したこと等について報告がありました。
- ・平成24年11月1日から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生エネ法)」に基づく固定価格買取制度での売電を開始しました。売電収入が増収したことにより、収支計画の見直しを行い、あわせて市町の処理委託料を減額改定しました。
  - ・平成29年度以降32年度までの4年間の処理委託料については、これまで段階的に改定していた単価を4年間一定の単価に設定することとなりました。

#### (3) RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制構築

RDF焼却・発電事業終了後も、各関係市町のごみ処理が円滑に行われるよう、新たなごみ処理体制の整備に向けて、市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行っています。

#### <市町等における検討状況>

##### ① 桑名広域清掃事業組合

いなべ市を除く1市2町（桑名市、木曾岬町、東員町）の枠組みで、施設整備することが決まっており、平成26年度に処理方式や機種選定などの評価が行われました。

今後は、環境影響評価を実施するとともに発注仕様書の作成など、入札に向けた準備を行うこととしています。

##### ② 伊賀市

平成26年3月に同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」から、一時的な民間委託の方向性についての答申があり、処理方針の検討が行われているところです。

##### ③ 香肌奥伊勢資源化広域連合

松阪市を除く3町（多気町、大台町、大紀町）の枠組みで、処理の方向性について、事務レベルでの検討が行われているところです。

##### ④ 東紀州地域

紀北町、南牟婁清掃事業組合（熊野市、御浜町、紀宝町）においては、尾鷲市を含む2市3町による新たな広域化の枠組みに向けて、検討が行われているところです。

## 2 課題

### (1) RDF運営協議会における協議事項

平成23年4月5日開催のRDF運営協議会総会決議に沿って、平成32年度までの事業継続にあたっての経費節減等の残された課題について、RDF運営協議会で協議する必要があります。

### (2) RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制

RDF焼却・発電事業の終了後も、市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、地域の状況をふまえた、ごみ処理体制の整備が必要です。

## 3 今後の取組方向

### (1) RDF運営協議会における協議事項

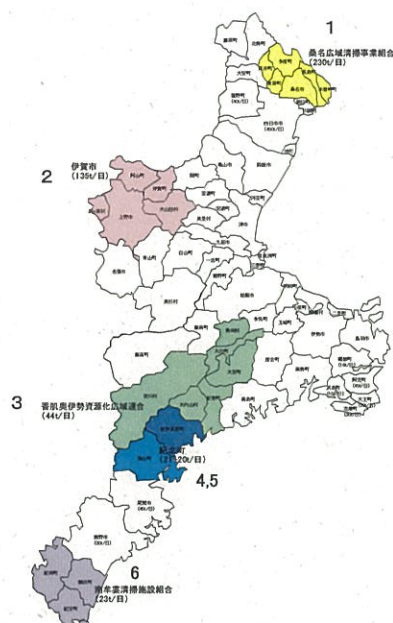
平成29年度以降の安定経営にかかる処理委託料金の設定や課題については、RDF運営協議会において市町と合意形成を図っていきます。また、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の運営主体については、安全運転を前提にして、関係部局と協議し決定していきます。

### (2) RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制

RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における広域的な枠組みや処理の方法等について、引き続き関係市町等と一体となって検討を行うとともに、施設整備あたっての交付金制度の拡充について、国に要望していきます。

## RDF 焼却・発電事業の概要

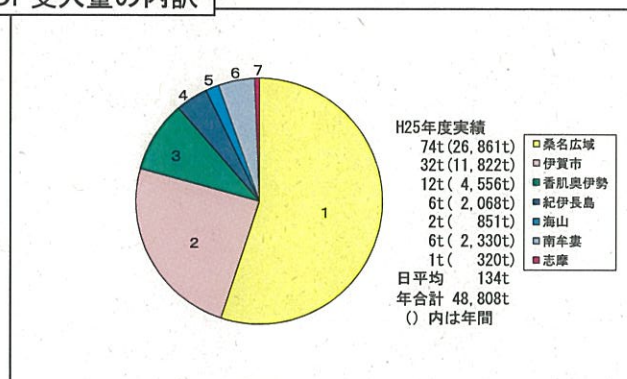
## 1. 県内RDF製造施設の状況



## 県内RDF製造施設の概要

- 1) 構成市町数 12市町6施設
- 2) 構成人口 約35万人
- 3) ごみ排出量 約8.6万t/年間 (H25年度確定値)  
(※RDF換算: 約4.9万t/年間)
- 4) 平均製造量 RDF 134t/日

## RDF受入量の内訳



平成27年4月1日現在

市町等	規模※	稼働年月	構成市町
1 桑名広域清掃事業組合	230t/日	H14.12	桑名市(旧桑名市、旧多度町、旧長島町) いなべ市(旧員弁町)、木曾岬町、東員町
2 伊賀市	135 t/日	H14.12	伊賀市(旧上野市、旧伊賀町、旧阿山町、旧島ヶ原村、旧大山田村)
3 香肌奥伊勢資源化 広域連合	44 t/日	H13.4	多気町(旧勢和村)、大台町(旧大台町、旧宮川村)、大紀町(旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村)
4 紀北町	21 t/日	H14.12	紀北町(旧紀伊長島町)
5 紀北町	20 t/日	H12.4	紀北町(旧海山町)
6 南牟婁清掃事業組合	23 t/日	H14.9	熊野市(旧紀和町) 御浜町、紀宝町(旧紀宝町、旧鶺殿村)

※規模はごみ重量でありRDF重量に換算すると約50%となる。

## 2. RDF 焼却・発電施設の規模など

施設名	設置場所	RDF 処理能力	最大出力	年間発電 電力量
三重ごみ固形燃料 発電所	桑名市多度町力尾	(t/日) 240	(kW) 12,050	(kWh) 約 6,800 万

平成 23 年 4 月 5 日  
R D F 運営協議会総会決議

平成 23 年 4 月 5 日

## R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方について

R D F 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方について、平成 20 年 11 月 6 日の三重県 R D F 運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

### 1 平成 29 年度以降の費用負担について

平成 28 年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成 29 年度から平成 32 年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

### 2 事業主体について

平成 29 年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

### 3 平成 29 年度以降の継続期間について（平成 22 年 8 月 27 日の理事会で確認済）

平成 29 年度以降の継続期間は、4 年間（平成 32 年度末）とする。

### 4 平成 29 年度以降の参画市町について（平成 22 年 4 月 14 日の理事会で確認済）

平成 29 年度以降、県内 5 製造団体（13 市町）での新たな枠組みにおいて、R D F 焼却・発電事業を継続する。

### 5 継続期間中の離脱ルールについて（平成 22 年 8 月 27 日の理事会で確認済）

継続期間中は、新たな枠組みによって、R D F 焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、R D F 構成市町が平成 29 年度以降に R D F 焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、R D F 量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

#### 【負担費用算出の考え方】

R D F 構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間における R D F 処理委託量を乗じた額及び R D F が処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

**6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）**

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

**7 適切な経費チェック方策について**

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

**8 行政直営での事業運営について**

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

**9 RDF処理とその他の処理との経費比較について**

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

**10 課題13項目中今後も引き続き検討が必要な項目について**

13項目の課題について、引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

**11 今後のRDF運営協議会の運営について**

今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

**12 RDF焼却・発電施設の経費節減について**

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。

平成25年10月18日

## 収支計画の見直しとRDF処理委託料の改定について

RDF処理委託料について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた収支計画の見直しの協議結果を踏まえ、以下のとおり改定及び確認を行う。

### 1 収支計画の見直し結果について

今後のRDF発電による売電収入が固定価格買取制度の導入等により現計画より10億円程度増加する等の要因により、3年毎の見直しとされている現収支計画を今年度に見直し、平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額を、現収支計画の23.11億円から10.19億円減少し、12.92億円とする。

### 2 処理委託料について

収支不足見込額を12.92億円としたことにもない、この収支不足見込額12.92億円を県と市町とで半分ずつ負担する。

この額を負担するため、平成25年度から処理委託料の減額改定を行い、平成28年度に収支が均衡する処理委託料となるよう、毎年度、処理委託料を段階的に引き上げることとする。

また、平成29年度以降の負担を軽減するため、平成25年度以降の処理委託料に一律1000円を上乗せすることとする。

### 3 29年度以降の処理委託料について

平成29年度以降32年度までの処理委託料については、段階的に引き上げるのではなく、4年間を一定の単価に設定することとする。

RDF処理委託料の改定(平成25年度改定) 【税抜】

H25.11.29

資料3-2

1. 新収支計画の収支不足見込額:1,292,198千円(20年度~28年度)  
(現収支計画:2,311,957千円)
2. 20年度~28年度の収支不足見込額を県と市町で折半(それぞれ約6.46億円を負担)
3. 29年度以降の負担を軽減するため、25年度以降の処理委託料に1,000円を上乗せする。(志摩市を除く)

<市町負担額>

年度	新計画				現行						
	改定後(1000円上乗せ分含む)				収支均衡単価						
	RDF処理量 (t/年)	追加額 (円/t)	(参考) 処理委託料 (円/t)	追加負担額 (千円)	追加額 (円/t)	(参考) 処理委託料 (円/t)	追加負担額 (千円)	RDF処理量 (t/年)	追加額 (円/t)	(参考) 処理委託料 (円/t)	追加負担額 (千円)
20年度	48,462	0	4,817	0	0	4,817	0	48,462	0	4,817	0
21年度	46,108	501	5,318	23,100	501	5,318	23,100	46,108	501	5,318	23,098
22年度	48,055	1,025	5,842	49,256	1,025	5,842	49,256	46,426	1,025	5,842	47,576
23年度	48,270	1,904	6,721	91,906	1,904	6,721	91,906	46,564	1,904	6,721	88,649
24年度	47,850	2,783	7,600	133,167	2,783	7,600	133,167	46,334	2,783	7,600	128,941
25年度	47,536	1,683	6,500	80,003	683	5,500	32,467	46,071	3,662	8,479	168,708
26年度	44,564	2,555	7,372	113,861	1,555	6,372	69,297	44,888	4,541	9,358	203,834
27年度	44,961	3,427	8,244	154,081	2,427	7,244	109,120	45,084	5,420	10,237	244,355
28年度	44,848	4,072	8,889	182,621	3,072	7,889	137,773	44,944	5,572	10,389	250,402
計	420,654			827,995			646,086	414,881			1,155,563

\*各年度のRDF処理委託料は平成20年度料金(4,817円/t)に追加加算した額

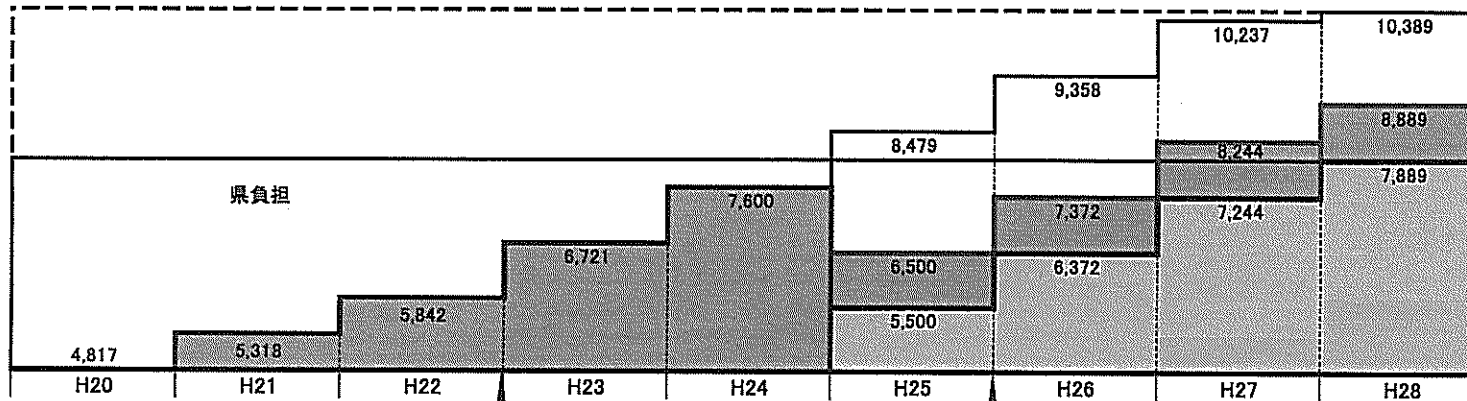
- ・25年度単価を8,479円から2,979円引き下げて、5,500円とし、26年度から27年度まで毎年一定額872円/t(現行879円/t)を加算
- ・28年度が収支均衡単価7,889円/tとなるよう27年度から28年度にかけて645円/tを加算

(円/t)【税抜】

現行収支均衡単価 10,389

一定額上乗せ単価 8,889

収支均衡単価 7,889



## 16 災害廃棄物処理計画について

廃棄物・リサイクル課

### 1 現状

#### (1) 国の動き

環境省は、東日本大震災を契機として、これまでの震災廃棄物対策指針（平成10年10月）と水害廃棄物対策指針（平成17年6月）を統合し、過去の大規模災害の経験と知見を踏まえた災害廃棄物対策指針（平成26年3月）を策定し、県および市町が災害廃棄物処理計画を策定するにあたっての基本的事項をとりまとめました。

また、国土強靱化施策の一環として、巨大災害への総合的な災害廃棄物対策の検討に着手し、平成26年3月に「巨大地震発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定しました。

これを受けて、全国8地域ごとに災害廃棄物対策の協議検討を行うこととされ、中部地域では、平成26年10月に「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」が設置され、具体的な対応の検討が始まりました。

#### (2) 三重県の取組

県は、国の災害廃棄物対策指針に基づき、南海トラフ地震や県内主要活断層地震、水害およびその他の自然災害を対象とした「三重県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」という）を平成27年3月に策定しました。

また、中部ブロック協議会の構成員として参画し、ブロック内の広域処理体制構築に向けた国、県の役割等について意見交換や協議を進めています。

### 2 課題

#### (1) 市町災害廃棄物処理計画の策定（改定）

県内29市町の内21市町が災害廃棄物処理計画を策定していますが、南海トラフ地震で発生が想定される津波や広域的大規模災害への対策については十分でないため、県防災対策部が実施した新たな地震被害想定調査（平成26年3月）に基づき、計画策定済の市町も含めて、全市町で地理的条件や処理体系等の地域特性を考慮した災害廃棄物処理計画を策定することが必要となっています。

#### (2) 三重県災害廃棄物処理計画の実効性の向上

災害時に迅速かつ円滑に災害廃棄物処理を行うため、災害廃棄物処理に精通した人材育成を図るとともに、処理困難廃棄物等の専門性が必要とされる災害廃棄物の処理方法や市町の業務継続計画（BCP）の指針等を作成し、県計画の実効性を高める必要があります。

### 3 今後の取組方向

#### (1) 市町災害廃棄物処理計画の策定（改定）支援

市町の個別課題や広域連携の課題等に対応するため、地域ブロック単位の協議を実施するとともに、県計画と整合を図るための研修会を実施し、市町計画の策定支援を行います。



## (2) 三重県災害廃棄物処理計画の実効性の向上

### ①処理困難廃棄物対応マニュアルの策定

有害物質や爆発火災等の危険性がある災害廃棄物については、適切な取扱や処理がなされない場合、生活環境保全上の支障や人的被害が発生することが想定されます。

このことから、発災現場から保管場所への移動、保管場所での留意事項、必要な分析、処理方法等を網羅したマニュアルを作成します。

### ②業務手順書の改訂

平成22年3月に策定した「三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書」について、国の災害廃棄物対策指針および県計画に整合した手順書に改訂します。

なお、改訂にあたっては、県計画に示した県内5地域の広域処理応援体制を踏まえたものとします。

### ③BCP指針等の策定

災害廃棄物を処理する市町の焼却施設等については、発災後の早期稼働開始が望まれることから、業務継続計画（BCP）指針を策定するとともに、県又は市町が設置する場合における仮設処理施設の仕様・標準工期等の検討を行います。

### ④関係機関との連携

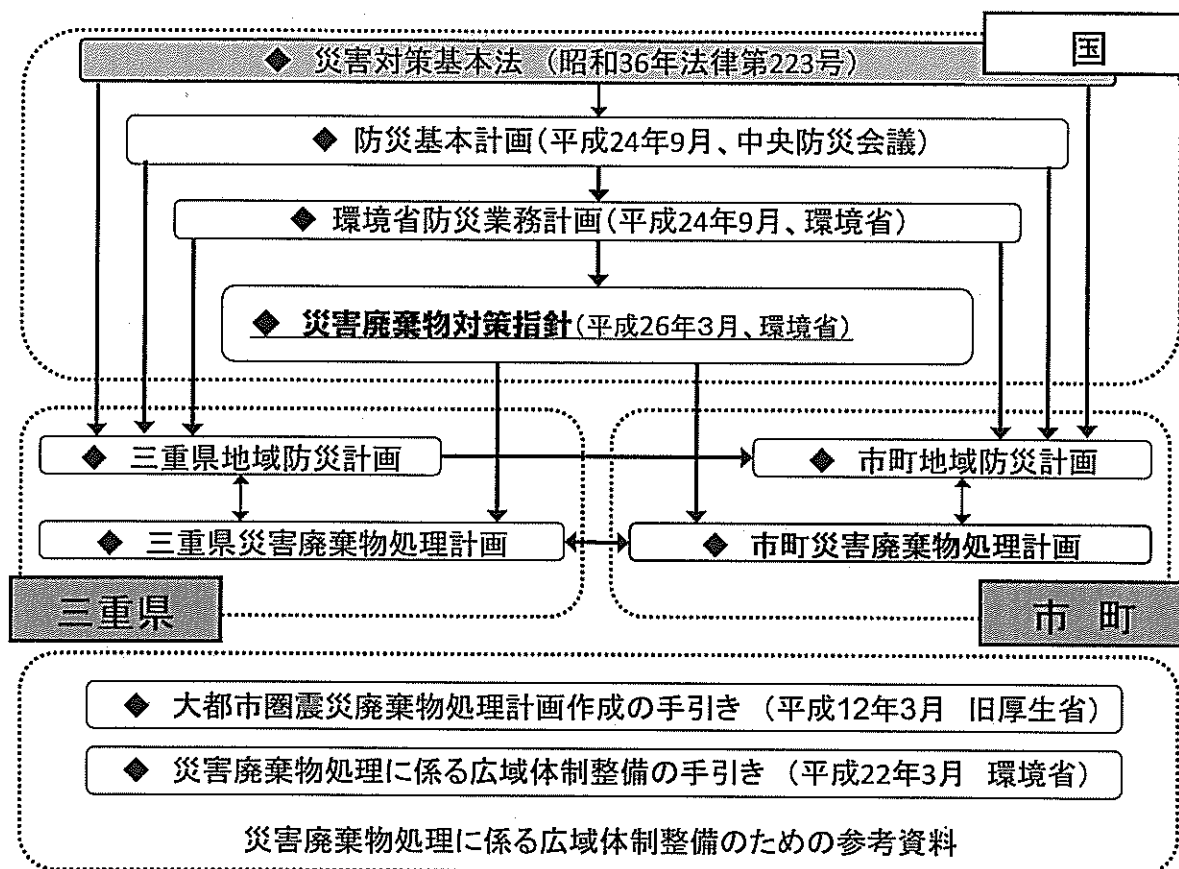
県、市町および関係団体が発災時に各々の役割に基づき、適正かつ円滑に処理が実施できるよう「災害廃棄物処理に関する連絡会」において、情報共有を行い、連携を深めて処理体系の構築強化を図ります。

### ⑤災害廃棄物処理に精通した人材の育成

県および市町職員を対象に処理に必要な技術、具体的なノウハウの習得、過去の災害を経験した自治体職員との意見交換等を実施するなど、人材育成を図ります。

また、関係機関を含めた発災後の組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡、協力支援等の運用に係る訓練を実施します。

災害廃棄物処理計画の位置付け



- ▶ 災害対策基本法では、環境省等の指定行政機関は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成する必要がある。また、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議又は市町村長は市町村地域防災計画を作成することが定められています。
- ▶ 環境省防災業務計画(平成24年9月)では、環境省所掌事務に関し、国が実施する内容を定めるとともに、地域防災計画の作成の基準となるべき事項についても定めています。
- ▶ 災害廃棄物対策指針において、県および市町に対して災害廃棄物処理計画の策定を行い、継続的な見直しを行うことが定められています。

※ 「大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き」「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き」は、都道府県間・市町村間において大規模災害時の広域体制の必要性や役割等を整理したものです。

## 1 7 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

### 1 現状

産業廃棄物に係る監視指導は、年間約 5,000 件実施しています。

平成 26 年度における指導状況は、行政指導が 2,246 件、文書発出数が 163 件、事業停止命令が 3 件となっています。

また、不法投棄の発生件数・発生量については近年横ばい傾向にあり、建設系廃棄物の割合が高く、最近 5 年間では発生件数で約 70%、発生量で約 97%を占めています。(表 1 及び表 2 参照)

### 2 取組状況

#### (1) 悪質・巧妙化する事案への対応

##### ① 監視・指導体制の整備

悪質・巧妙化する事案に対処するため、平成 5 年度から警察官を配置することにより監視・指導体制を強化し、現在、地域指導班及び広域指導班 2 班体制で監視・指導を行っています。

地域指導班は県内を 5 地域に分け各担当職員を配置し、地域別に監視・指導を行っています。特に悪質な事案等に対しては警察官を含む広域指導班が対処しています。(現在、警察官 4 名、警察官 O B 6 名を含む 20 名体制)

##### ② 装備・資機材の活用等による広域的な監視の実施

防災ヘリや県警ヘリによるスカイパトロール(平成 26 年度 4 回)を実施する他、民間警備会社委託による休日・早朝も含めた監視パトロール(平成 26 年度約 3,900 件)を行っています。

また、「不法投棄監視カメラ」を活用し間隙のない監視活動を行っています。

##### ③ 行政処分の実施

指導を繰り返しても不適正な状態が改善されない悪質な事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 7 に基づく改善命令や同法第 14 条の 3 に基づく事業許可の取消しを行うなど、厳正に対処しています。

#### (2) 関係者等と連携した取組

##### ① 事業者等・市町との連携

県内で広範囲に活動している事業者と連携し、不法投棄等を早期に発見し是正を図ることを目的として、県内の森林組合や民間事業者など 18 事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、情報提供に係る体制を整えています。

また、市町と連携した迅速な初動対応によって、地域の生活環境の悪化を最小限に食い止めるため、市町職員が産業廃棄物に係る立入が行えるよう、県内全市町と立入検査員協定を締結しています。

## ② 県民等からの情報提供

県民等から広く不法投棄等不適正処分の情報提供をいただくため、「廃棄物ダイヤル110番」等による通報制度を設けています。また、平成26年度から新たに「廃棄物メール110番」の開設やFM放送を活用した広報・啓発を行い、情報提供を呼びかけ、これらの情報をもとに現場確認・立入等を行っています。

## ③ 近隣縣市との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市等（愛知県、岐阜県、滋賀県、名古屋市、中部地方環境事務所）と連携した路上監視（平成26年度5回）を行っています。

## 3 課題

### (1) 悪質・巧妙化する事案への対応

悪質業者による造成工事の偽装や指導に従わない廃棄物の積上げ等不適正処分が散見されるため、悪質・巧妙な事案等に対し、引き続き厳正な処分を含めた対応を粘り強く行っていく必要があります。

### (2) 関係者等と連携した取組

不法投棄等不適正処分を根絶するためには、早期発見・早期是正が不可欠です。このため、引き続き民間事業者等との「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」の拡充が必要です。

また、近年、県民からの廃棄物に関する通報は減少傾向にありますが、廃棄物の不適正処分に関心を持ってもらうことと合わせ、誰もが容易に通報できる既存システムを周知する必要があります。

## 4 今後の取組方向

### (1) 悪質・巧妙化する事案への対応

悪質・巧妙な事案に対しては、引き続き、資機材等を活用した効果的な監視・指導を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して立入を行い事態の悪化防止や早期是正を図ります。

指導に従わない事業者に対しては、改善命令や許可の取消しなど厳正に対処します。

### (2) 関係者等と連携した取組

不法投棄等不適正処分事案の早期発見・早期是正を図るため、県内で広範囲に活動している民間事業者等との協定を締結するなど、市町、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化していきます。

県民等に対しては、街頭啓発やFM放送を活用した広報・啓発を行い通報システムの周知を図ります。

また、不法投棄を許さない社会づくりを進めるため、警察、市町等関係者間での情報交換を進めます。

参考資料

表 1 監視指導状況の推移：件

区分	年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
	延べ監視件数	4,459	4,782	4,561	5,465	5,083
行政指導・処分	指導件数	1,235	1,356	1,878	2,378	2,246
	文書発出数	62	115	153	227	163
	改善命令	2	0	5	3	0
	措置命令	0	3	0	0	0
	事業停止命令	0	0	0	3	3
	許可取消	0	0	1	3	0
	告 発	0	2	0	0	0

表 2 新たに確認された不法投棄事案の推移：件（数量トン）

年 度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
確認事案数	18(462)	8(275)	7(150)	14(623)	19(493)
内 建設系廃棄物	11(459)	7(274)	6(149)	10(619)	13(449)
年度内撤去済数	9(71)	5(142)	6(80)	11(459)	15(455)

※確認事案数の内、下段は建設系廃棄物等

## 18 産業廃棄物の不適正処理事案の対応について

廃棄物適正処理 P T

### 1 経緯等

本県では、過去に産業廃棄物が不適正処理された事案について、生活環境保全上の支障等の有無を把握するため、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間に安全性確認調査を実施しました。本調査において、生活環境保全上の支障等が認められた事案については、原因者に措置命令を発出するとともに、原因者が措置を講じない場合には、行政代執行による措置を講じています。また、本調査の結果、モニタリングが必要となった事案については、状況に応じてモニタリングを継続しているところです。

さらに、本調査以前から行政代執行中の桑名市五反田事案、及び同調査以降に判明した桑名市源十郎新田事案等についても、併せてその是正に取り組んでいます。

### 2 産廃特措法対象事案の取組状況

平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案にかかる行政代執行については、実施計画を策定して国の同意を得ることにより、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下、「産廃特措法」という。）」に基づく財政的支援が得られます。（参考 1）

本県では 4 事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、平成 24 年度に実施計画を策定し、三重県環境審議会の審議を経て環境省との協議を行いました。

その後、産廃特措法に基づく大臣同意を得て、平成 25 年度に 4 事案全てについて恒久対策に着手し、現在、工事を進めているところです。（資料 1）

#### （1）四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施することとし、平成 26 年度は、処分場入口側の調整池および処分場天端部への進入路等の設置工事を実施しました。また、中溜池側等の調整池および管理用道路の設置工事を行うにあたり、用地測量を進めました。

本年度は、中溜池側の調整池および管理用道路の用地取得等を行ったうえで、その設置工事に着手します。

#### （2）桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）や VOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成 26 年度は、既設の集油管等による廃油の回収・処理を行うとともに、鋼矢板の設置工事および廃棄物保管庫等の付帯施設の整備を実施しました。

本年度は、引き続き、鋼矢板の設置工事を行うとともに、汚染源域や低水護岸部の掘削・処理および集油管等による廃油の回収・処理を実施します。

### (3) 桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所掘削・除去を実施することとし、平成26年度は、廃棄物等の選別・ストックヤードを整備するとともに、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を行いました。

本年度は、引き続き、遮水壁の補強工事等を行い、廃棄物等の掘削・除去工事および掘削・除去した廃棄物等の処理を実施します。

### (4) 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成26年度は、廃棄物層内への霧状酸化剤の注入を継続し、硫化水素濃度の低下が確認されたことから、廃棄物の選別ヤードを整備し、整形覆土工事に着手しました。

本年度は、天端部等の整形覆土工事を行うとともに、発生する廃棄物の選別・処理を実施します。

## 3 今後の取組方向

4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう着実に工事を実施し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

工事の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。

また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。

### (参考1) 産廃特措法の概要

平成10年6月16日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う対策工事について、平成34年度末までの間、国が支援措置を講じます（事業費の9割を起債対象とし、うち5割を特別交付税措置）。

平成24年度までの時限立法として平成15年10月に施行され、平成24年8月の法改正により平成34年度まで延長されています。

事業費		
一般財源 10%	起債充当額(90%)	
	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%

## 1 四日市市大矢知・平津事案

## 【事案の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて埋立を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。

## 【恒久対策の概要】

雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあるため、覆土及び排水対策等を実施します。



## 【取組状況】

平成26年度は、処分場入口側の調整池および処分場天端部への進入路等の設置工事を実施しました。また、中溜池側等の調整池および管理用道路の設置工事を行うにあたり、用地測量を進めました。

本年度は、中溜池側の調整池および管理用道路の用地取得等を行ったうえで、設置工事に着手します。

## 【現場の状況】

処分場入口側の調整池の設置状況





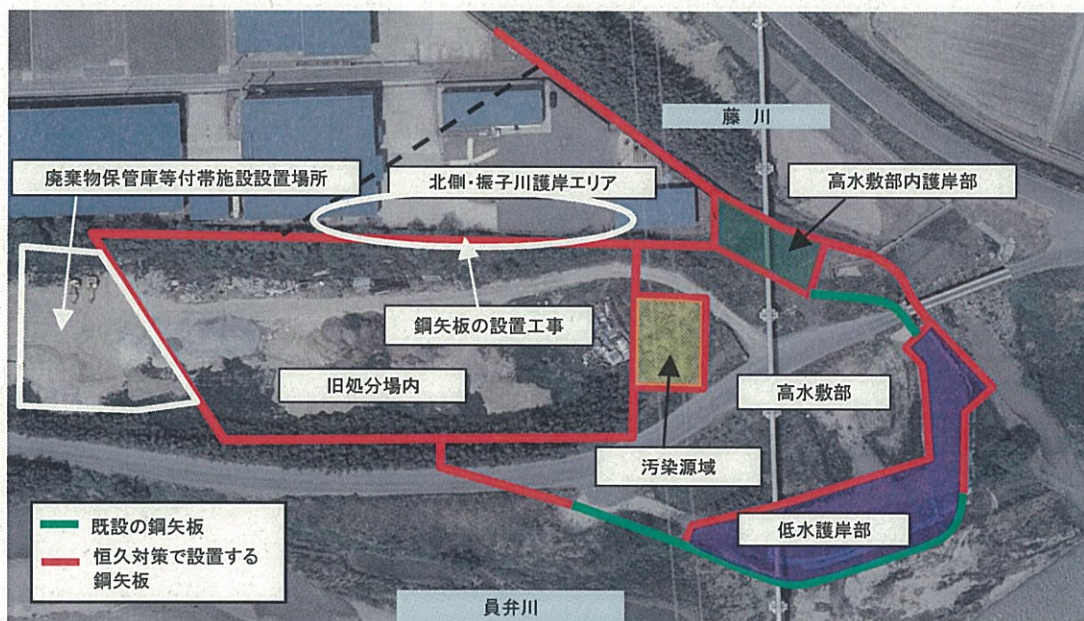
## 2 桑名市源十郎新田事案

### 【事案の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所地中から回収した廃油にPCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

### 【恒久対策の概要】

PCBやVOCを含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。



### 【取組状況】

平成26年度は、既設の集油管等による廃油の回収・処理を行うとともに、鋼矢板の設置工事および廃棄物保管庫等の付帯施設の整備を実施しました。

本年度は、引き続き、鋼矢板の設置工事を行うとともに、汚染源域や低水護岸部の掘削・処理および集油管等による廃油の回収・処理を実施します。

### 【現場の状況】

鋼矢板の設置工事及び廃棄物保管庫等の付帯施設の整備状況



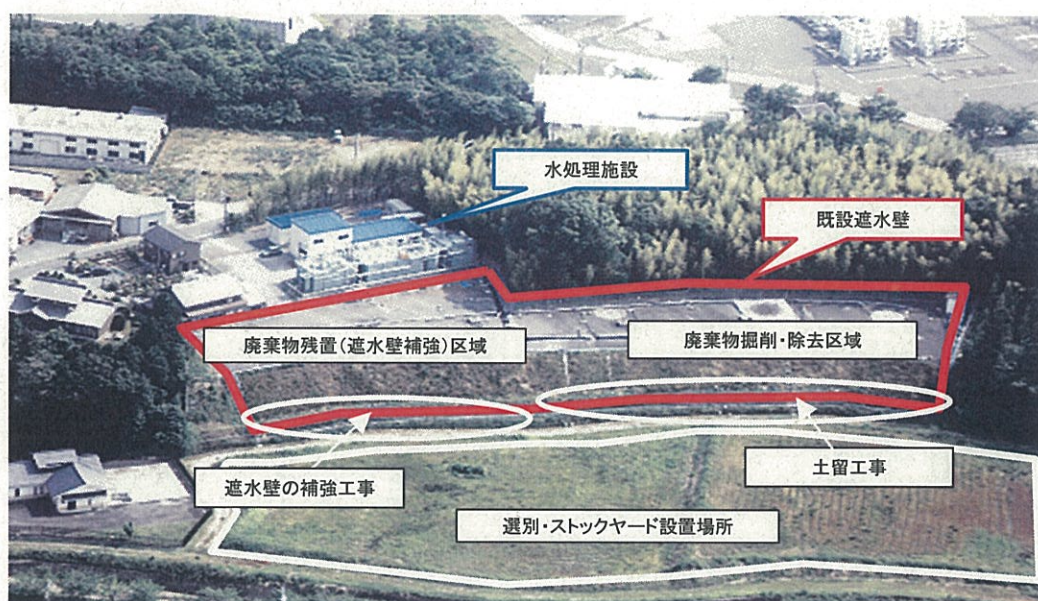
### 3 桑名市五反田事案

#### 【事案の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

#### 【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所を掘削・除去を実施します。



#### 【取組状況】

平成26年度は、廃棄物等の選別・ストックヤードを整備するとともに、廃棄物を残置する区域の遮水壁の補強工事および廃棄物等を掘削・除去する区域の土留工事を行いました。

本年度は、引き続き、遮水壁の補強工事等を行い、廃棄物等の掘削・除去工事および掘削・除去した廃棄物等の処理を実施します。

#### 【現場の状況】

選別・ストックヤードの整備および遮水壁の補強等工事の状況



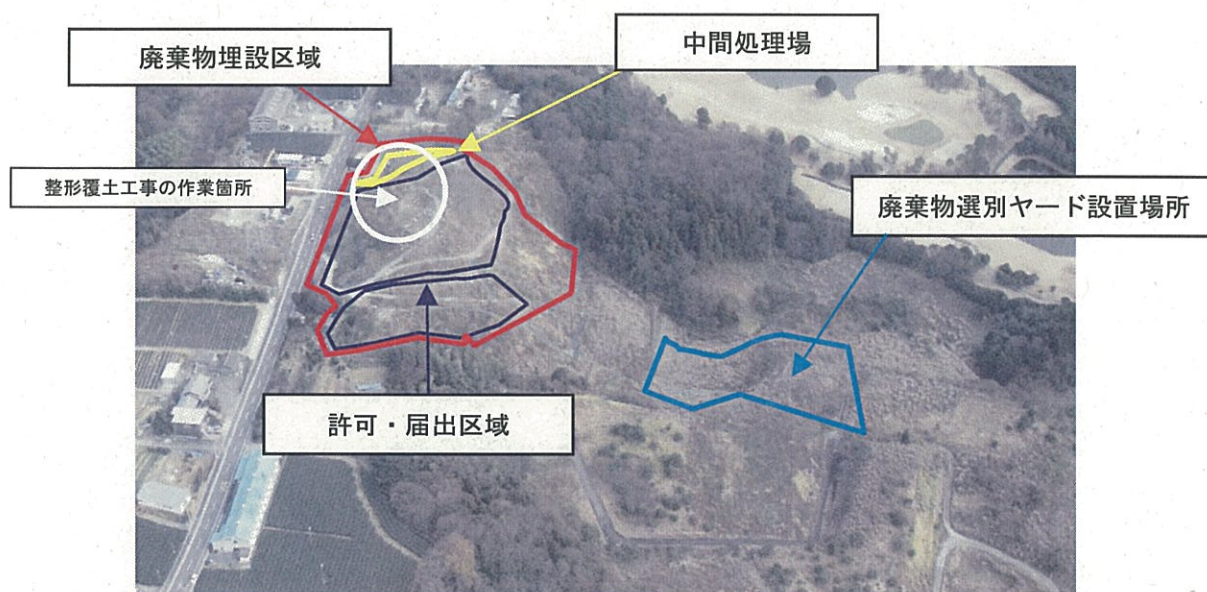
## 4 四日市市内山事案

### 【事案の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

### 【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施します。



### 【取組状況】

平成26年度は、廃棄物層内への霧状酸化剤の注入を継続し、硫化水素濃度の低下が確認されたことから、廃棄物の選別ヤードを整備し、整形覆土工事に着手しました。

本年度は、天端部等の整形覆土工事を行うとともに、発生する廃棄物の選別・処理を実施します。

### 【現場の状況】

整形覆土工事における天端部の廃棄物掘削作業の状況

